

「善通寺市議会議員及び善通寺市長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例（案）」に対する意見と市の考え方

パブリックコメント実施期間	令和7年12月17日（水）～令和8年1月30日（金）
意見件数	5件（2名）

意見の内容	意見に対する市の考え方
1 賛成。全国でも数少ない取り組みに挑戦されることや、地元議員、市長選に適用されることについて素晴らしいと思う。大英断。本条例案は、市議会の選挙改革姿勢が反映されるバロメーター条例。パブコメ後の議会の反応を注視したい。	1 趣旨にご賛同いただきありがとうございます。
2 次のような効果が期待されると思う。 ・ 開票時間の短縮 ・ 疑問票処理の負担軽減 ・ 人件費や時間の削減	2 市としてもご指摘のような効果が得られると考えております。
3 アナログな業務は、デジタルの時代に合わせて改善できるものは改善していくべき。	3 選挙の投票に限らず、デジタル化により改善できる事務について、引き続き検討を進めてまいります。
4 先頭に切って取り組む善通寺市に敬意を表し、県内の他市町が追従するような好例になるよう応援している。	4 好事例となるよう、セキュリティの確保やシステムの信頼性、全世代の方に対する配慮など、さまざまな課題を慎重に検討しながら、進めていくこととしたいと考えております。
5 非常に良い取り組み。文字が書けない人、書きにくい人にも良い。集計も即時に出来て、携わる職員の方々の手間も減るだろう。	5 ご認識のとおり、従来の記名式の投票と比べて投票しやすい仕組みになっていると考えており、自署することが困難な方でも容易に投票できるようになることも、メリットの1つと考えております。